

令和7年度集団指導 質問回答票

No.	集団指導に関する質問	回答
1	電子申請・届出システムについて 当法人名で既にIDプライム登録済みですが事業所別で新たにID取得しないと駄目でしょうか。	電子申請・届出システムは、GビズIDプライムでも届出が可能です。 また、電子申請・届出システムヘルプページ内の『電子申請届出システムの利用にあたってのGビズIDの運用について ver1.10』をご確認ください。
2	令和8年度4月1日付にて管理者変更届出を書面で準備していますが、電子申請が必須となりますか。	令和8年4月1日以降の届出については、原則、電子申請・届出システムによる届け出になります。
3	令和8年度運営指導について、事務受託法人の事業所は決定されているならどちらの事業所でしょうか？	沖縄県指定市町村事務受託法人へ委託予定です。 (回答日時点の受託法人は、『特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ』のみです。)
4	運営指導の委託業者へはどの程度権限を与えているか。照会等の対象者選定に関しても委託しているのか。	対象事業所の選定は、市で行う予定です。
5	集団指導スライド「運営推進会議の設置・運営について」に基づき、実務運用を2点確認させてください。 ・評価の記録方法: 外部委員からの「評価」について、当日の口頭での感想や助言を議事録に要約・記載する形式で、運営基準上の「評価」として認められますでしょうか。 ・行政職員などの欠席対応: 市町村職員等の出席が調整困難な場合、スライドにある「報告」事項をまとめた資料の送付をもって、出席に準ずる報告実績と見なすことは可能でしょうか。	・質問のあった地域密着型通所介護事業所において、会議において出された感想や助言等を、議事録に要約して記載する形式で、運営基準上の評価として取り扱うこととして差し支えありません。 ・運営推進会議設置届出書にて報告されている運営推進会議の構成員がやむを得ず会議に参加できない場合は、当該委員に利用者状況等報告書又は活動情報報告書を送付してください。 【参考】宜野湾市地域密着型サービス事業所における運営推進会議設置運営要領 6 議事内容に関する報告について (1)